

徳島県個人情報保護審査会答申第54号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年5月26日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇. 〇. 〇日付の知事へのメール、〇. 〇日付けの請願に係るH〇. (〇. 〇日, 〇. 〇日)に私と県とが協議した書類（南部産業交流部）」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年6月9日、実施機関は、請求に係る保有個人情報については、当該文書を作成しておらず、文書が不存在であるため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年6月13日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年3月6日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

私に係る件で県は、国と協議していながら、何らかの書類があるはずで無いのは可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

〇〇〇土地改良区に対する指導権限については、南部総合県民局産業交流部（阿南）（以下「産業交流部（阿南）」という。）にあり、土地改良法に基づき指導業務を行っているところである。

本件請求に係る保有個人情報の内容は「H〇. 〇. 〇日付の知事へのメール、〇. 〇日付けの請願に係るH〇. (〇. 〇日, 〇. 〇日)に私と県とが協議した書類（南部産業交流部）」である。

請求内容にある「〇. 〇日付けの請願」とは、審査請求人が〇〇〇と徳島県知事に対して提出した平成〇年〇月〇日付けの〇〇〇土地改良区に対し、土地改良法に基づく〇〇〇を請願するという趣旨の請願書（以下「本件請願書」という。）のことである。なお、本件請求にいう「H〇. 〇. 〇日付の知事へのメール」については、何のメールを指しているのか不明である。

本件請求は、農山漁村振興課と産業交流部（阿南）に対し、開示請求が行われたものであるが、産業交流部（阿南）においては、平成〇年〇月〇日に、審査請求人から、本件請願書に関する〇〇〇土地改良区の件で話があり、担当者が対応したが、従前より審査請求人から伺っていた話の内容と同様の趣旨であったため、産業交流部（阿南）の担当者は、このことについて、上司に口頭による報告を行ったのみであり、「協議した書類」については、作成した事実はないため、存在しない。

以上により、本件請求に係る対象個人情報は保有していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、平成〇年〇月〇日に、平成〇年〇月〇日付け知事へのメール及び本件請願書に係る審査請求人と県（産業交流部（阿南））が協議した内容を記録した書類と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

ア 実施機関の説明によると、産業交流部（阿南）において、平成〇年〇月〇日に、審査請求人から、本件請願書に関する〇〇〇土地改良区の件で話があり、担当者が対応したが、担当者は、このことについて、上司に口頭による報告を行ったの

みであり、協議した内容を記録した書類については、作成した事実はないとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、協議した内容の報告及び対応に関する記録自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はなく、産業交流部（阿南）において、上司に口頭による報告を行い、協議した内容を記録した書類を作成していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

本件請求にいう平成〇年〇月〇日付けの知事へのメールについては、何のメールを指しているのか不明とのことであるが、いずれにしても、協議した内容を記録した書類を作成していないことから、不存在であるとの説明に不合理な点はない。

ウ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、不存在を理由として行った実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 3月 6日	諮 問
5月24日	審 議（第90回審査会）
6月28日	実施機関からの口頭理由説明の聴取、審議（第91回審査会）
7月27日	審 議（第92回審査会）
9月 7日	審 議（第93回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	会 長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者